

入札説明書等に係る質問書への回答

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	要求水準書	質問	2	第1編 第1章 1.2 (2)	マテリアルリサイクル推進施設	有害ごみの計画処理量 127t/年とありますが、種別毎のごみ量の内訳は各品目毎の処理や選別作業員を見積もる際に必要な情報となりますので開示をお願いいたします。 受入ごみ量が不明な場合、各品目毎の年間搬出量等の情報でも問題ありません。	品目毎の搬入時の計量は行っておりませんので、参考に処分実績を提示します。
2	要求水準書	質問	2	第1編 第1章 1.4	敷地面積等	第2回質問回答にて、「付け替え道路計画等を踏まえて敷地境界を決定するため、設計時に提示します」との回答をいただいておりますが、敷地境界は付け替え道路のみが未決定であり、その他は変わらないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 3	事業方式・期間	本入札説明書に関する確認事項への回答 P.1 No.3④の回答にて、雨水排水の接続先（隣接公園の調整池）は、工場棟などの試運転開始時（令和8年（2026年）10月1日）には利用できるとのことですが以下についてご回答願います。 ①接続場所は事業計画境界との理解でよろしいでしょうか。 ②その接続管の深さは、TP+7.0m 程度（現況地盤レベル-150cm 程度）との理解でよろしいでしょうか。 ③雨水排水のレベル関係により、雨水排水の接続が困難な場所がある場合は、部分的に市道菖蒲 1525 号線への放流が可能との理解でよろしいでしょうか。	①接続場所は事業範囲境界付近の予定です。 ②接続管の位置、深さ等は未定です。 ③雨水排水はすべて調整池に接続・放流する必要があります。なお、雨水浸透による流出抑制も可能です。
4	要求水準書	質問	3	第1編 第1章 4.	市が実施する主な業務範囲	市道 1525 線付け替え道路について 入札説明書等に係る質問書（第2回）への回答 P.4 No.8 では、工事時期は令和 5～7 年度との回答です。 また、本入札説明書に関する確認事項への回答 P.1 No.3 では、使用可能時期は、令和 8 年度の予定との回答です。 市道菖蒲 1525 号線付け替え道路は令和 8 年 4 月から使用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、迂回道路は、付替え後の市道菖蒲 1525 号線使用開始と同時に廃止します。
5	要求水準書	質問	5	第1編 第2章 5.	ユーティリティ条件	第2回質問回答にて、余熱体験啓発棟への電源供給等は、実施設計時に協議との回答をいただいておりますが、実施設計時にご提示いただく余熱・電気の供給条件によっては発電量や売電量に影響しますが、その場合はご提案させていただく発電量等を見直すものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
6	要求水準書	質問	28	第2編 第5章 1. 1.1 (4) ⑦	13.用役 (電力、燃料、 水、薬剤等)	「電気及び燃料については実施設計図書にて記載した使用量の120%以内」とありますが、“水、薬剤、その他用役”に関しても120%以内を性能保証事項と解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	要求水準書	質問	29 32	表-2-1 No.19 表-2-2 No.12	性能保証事項	有人室の作業環境が性能保証事項ですが、その分析方法は、P.104～105に記載の、19.室内環境測定に準じるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	要求水準書	質問	36	第2編 第5章 1. 1.1 (2)	沈下対策	実施方針における要求水準書案に対する質疑回答にて、以下の資料を入札公告時にご提示いただけたとの回答をいただいていた。 ・市側で実施する地盤改良工事・地盤の沈下対策の内容 ・本計画地の地歴 ・本計画地の造成履歴 資料のご提示をお願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良工事 別添資料として、盛土工法地盤解析結果報告書を提示しています。 ・地歴調査 地歴調査報告書を追加で提示します。 ・造成履歴 菖蒲清掃センター造成、盛土工法による造成以外の履歴はありません。
9	要求水準書	質問	37	第2編 第5章 1. 1.1 (4) ⑦	マンホールトイレ	マンホールトイレに代わり、設備上の工夫により、災害時に周辺のインフラが遮断された際にも場内のトイレを常時使用できるよう提案してもよろしいでしょうか。	提案することは可能です。
10	要求水準書	質問	42	第2編 第5章 1.3 (5)	防火水槽・消火栓・防火の措置	本入札説明書に関する確認事項への回答 P.3 No.11にて、市道菖蒲1525号線に消火栓を設置する予定はありませんが、消防署との協議をもとに設置を検討することになります。とありますが、入札時では消火栓の設置が無い前提で消防水利を計画する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	要求水準書	質問	44 45	第2編 第5章 1. 1.4 (2) 表 2-3	管理諸室一覧 リサイクル工房	本入札説明書に関する確認事項への回答 P.5 No.25 の回答でリサイクル対象品の搬入方法について、“市により搬入します”とありますが、これは、粗大ごみ処理券が貼られたごみを市様が回収し、リサイクル工房まで持ち込まれると理解してよろしいでしょうか。 もしくは、施設へ搬入されたリサイクル対象品をリサイクル工房への移動を市様がすると理解してよろしいでしょうか。	市の業務範囲はプラットホーム等施設内に搬入までとし、荷下ろし・保管・施設内移動は事業者の業務範囲となります。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
12	要求水準書	質問	49	第2編 第5章 3. 3.1 (3)	照明負荷	「エネルギー回収施設等の主要室の保安照明は全体照明の30%程度とし、非常用発電機負荷として考慮」とありますが、全体照明とは、工場棟・管理棟等の本敷地内の照明を示すものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	要求水準書	質問	54	第2編 第6章 1. 1.2 (2) ①	ごみ計量機	第2回質問回答 No.161 でキャッシュレス決済を採用した場合の手数料により、貴市の減収となることに問題ないことを回答頂いていますが、キャッシュレス決済を採用した場合の、1回あたりの決済手数料および決済システムの月額利用料は、貴市にて負担頂くものと考えて宜しいでしょうか。（徴収したごみ搬入手数料より差し引く等で清算）	ご認識のとおりです。
14	要求水準書	質問	55	第2編 第6章 1. 1.2 (2) ④	投入扉およびダンプボックス	第2回質問回答にて、「運用条件等については設計時に提示します」との回答をいただいておりますが、仕様（サイズ）選定のため、既存施設の仕様をご提示いただけないでしょうか。なお、サイズに指定があればご提示願います。	参考に既存施設の仕様を提示します。
15	要求水準書	質問	55	第2編 第6章 1. 1.2 (2) ⑤	前処理装置	第2回質問回答にて、「装置能力選定のための、ごみ量・質条件については実施設計時に提示」との回答をいただいておりますが、『久喜市一般廃棄物処理基本計画 P.33 図 3-1-8 ごみ処理量等の実績』の H26 における破砕処理後焼却処理量ほかにあります 1,107t/年より、稼働日数を 267 日/年として、4.15t/日以上能力を有する装置と考えてよろしいでしょうか。	破砕処理後焼却処理量は、久喜市ごみ処理施設整備基本構想（平成 29 年 10 月）p.12 のとおり、久喜市、宮代町で計 1,540t/年として計画しています。
16	要求水準書	質問	65	第2編 第6章 2.1	(2) 一時貯留	「分別収集された資源物等を搬出するまで、コンテナ、ストックヤードに一時貯留」とありますが、下記についてご教示ください。 ・資源物等の種類、搬入量 ・破袋や不適物除去などの運操作業の要否 ・搬入車両の仕様、台数	資源物等の種類・量や搬入車両台数等詳細は未定ですが、作業内容は積替え・保管とし、破袋や不適物除去などの選別などの作業は不要です。
17	要求水準書	質問	71	第2編 第6章 3.4 (2)	受変電設備	「電力会社より特別高圧（公称電圧 60,000V を 2 回線（常用・予備）受電し、」とございますが、ここでいう「予備」とは、常時供給変電所以外から供給する「予備電源」ではなく、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける「予備線」との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
18	要求水準書	質問	72	第2編 第6章 3. 3.5	見学者用モニタ	「各施設の運転管理は、中央制御室に設置したディスプレイを主体として行うものとする。また、見学者用モニタにも考慮すること」とあります。 見学者用モニタに表示する内容は、排ガス濃度、発電の状況、一部のITVの画像とし、中央制御室の運転操作画面を表示するものではないと考えてよろしいでしょうか。 (P.73の「運転監視用モニタ」も同様の解釈)	ご認識のとおりです。
19	要求水準書	質問	96	2.2 (4) ①	計画通知	事業スケジュール遵守のため、計画通知については、事前審査を対応して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	現在、事前審査は対応しておりません。なお、審査期間も含めた事業スケジュールについては、設計時に協議するものとします。
20	要求水準書	質問	97	第4編 第1章 2. 2.5 (7)	実施設計費用	「実施設計段階において、市の要望による設計内容変更に伴い、実施設計費用が発生した場合、原則として、施設整備企業の負担とする」とありますが、市の要望はあくまで要求水準に準拠したものであり、その場合は施設整備企業の負担によるものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	要求水準書	質問	110	第4編 第2章 22. 22.2 (3)	試運転及び運転指導に必要な費用等	試運転時に余剰電力が発生した場合は、事業者収入と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書 別紙2 業務範囲において、試運転により発生する電力の収入については、市の売電収入としております。
22	要求水準書	質問	114	第5編 第1章 5.7	市内業者の活用	要求水準書P.100 第4編第2章6項において、「県内業者の活用を配慮するものとする」とありますが、本条件はP114 第1章5.7項に記載の施設運営業務にも適応されると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
23	要求水準書	質問	118	第2編 第2章 2 2.1	受入れ・供給設備の運転管理	粗大ごみ予約センターにて実施されている粗大ごみ収集の予約業務(電話およびインターネット)は、貴市にて継続されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
24	要求水準書	質問	120	第4編 第2章 2. 2.6	排水処理設備の運転管理	「プラント系排水については、それぞれの水質に応じて処理を行い、…」とありますが、再利用先や放流先の水質に応じて処理を行うことを前提として、プラント排水を一括して処理する設備としてもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	提出書類の記載要領	質問	5	5. (5) ⑤ I I-11	余熱利用計画	「年間の発電効率、熱利用率、エネルギー回収率」とございますが、評価基準統一のため算定に使用する数値は、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」のP9に記載されている算出式を用いて以下のように算出するものと理解してよろしいでしょうか。 ①施設規模 (t/日) →年間ごみ処理量 (t/年) ②外部燃料投入量 (kg/h) →年間外部燃料投入量 (kg/年) ③発電出力 (kW) →年間発電電力量 (kWh/年) ④有効熱量 (MJ/h) →有効熱量 (MJ/年)	ご認識のとおり、①～④の諸量を用いた算出方法とします。
2	提出書類の記載要領	質問	9	5. (5) ⑥	(7) 地球温暖化対策に寄与するための熱エネルギー効率(発電効率等)の向上	第2回質問回答(提出書類の記載要領 No.18)にて、「発電量についてはごみ焼却発電分のみを記載するもの」とありますが、常時、熱供給量 5,300MJ/h を供給する前提で発電量およびエネルギー回収率を算出するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	提出書類の記載要領	質問	10	5. (5) ⑥ IV (15)	地域社会における経済への貢献	入札説明書等に係る質問書(2回目)への回答 P.49 No.23 の回答で市内業者への発注額は「久喜市総合評価方式活用ガイドライン Ver.8」p.39 シ(ア)に従い評価されると理解しますが、県内業者についても同様と理解してよろしいでしょうか。また具体的な評価基準をご教示ください。	市が発注する工事の内容により評価が異なることから、ガイドラインは目安です。市内業者活用については、落札者決定基準及び提出書類の記載要領に示すとおりです。なお、具体的な評価基準をお示しすることは考えておりません。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	運營業務委託 契約書（案）	質問	26	第2章 第5節	第66条（有害 ごみ等の取扱 い）	「有害ごみ及びせん定枝は、要求水準書等及び施設運営マニュアル等に基づき…市が用意する運搬車両へ運営事業者が積み込むものとする。」とありますが、要求水準書には「せん定枝」の記載がありません。せん定枝の搬入の有無をご教示ください。搬入がある場合、搬入量、搬入形態、事業者による処理作業の要否についてご教示ください。	枝木等（長さ 50cm、太さ 10cm 以下）は燃やせるごみ、それ以外の大きな木材等は粗大ごみとして回収されます。

No.	資料名	区分	頁	見出し番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	第2回 入札説明書等 に係る質問へ の回答		28	No.167	ごみ投入ホッパ ・シュート	医療系廃棄物、感染性廃棄物、動物死体の想定受入量及び受入形態について、貴市より「事業者の提案を踏まえて設計時に提案します。」とご回答頂きましたが、適正な人員配置計画の検討及び事業費積算の公平性を担保するために既設の実績も含めた既存施設での受入量をご教示願います。 また、受入形態については HP に記載の以下のとおりと考えてよろしいでしょうか。 ・医療系廃棄物、感染性廃棄物（在宅医療廃棄物に該当）：鋭利なものは除外され、それ以外は燃えるごみ（指定袋）にて受入 ・動物死体：ダンボールにて受入	既存施設において、医療系廃棄物、感染性廃棄物（在宅医療廃棄物）は、鋭利なものは除外し燃やせるごみの指定袋で受け入れているため、個別に計量はしておりません。動物死体については、受入件数を提示します。 受入形態については、ご認識のとおりです。
2	第2回 入札説明書等 に係る質問へ の回答		35	No.217	搬入時間	現状の請求書作成実績（月当たりの枚数・作業人員・所要時間・作成期限等）について、貴市より「設計時に提示します。」とご回答頂きましたが、適正な人員配置計画の検討並びに事業費積算の公平性を担保するために既設の実績を含めた想定請求書数・所要時間をご指示いただきますようお願いいたします。	直近の実績を提示します。
3	第2回 入札説明書等 に係る質問へ の回答		36	No.225	【参考： （仮称）久喜 市新ごみ処理 施設の運営に 係る計測管理 項目】	「区分：ごみ処理／残さ／計測地点：残さ貯留設備」に関する項目・頻度の見直しについて、貴市より「詳細は設計時に決定します。」とご回答頂きましたが、事業費積算の公平性を担保するために入札時は「要求水準書 P.124 表 5-3」に記載している項目・頻度を計画すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No.	資料名	区分	頁	見出し 番号等	項目	質問・意見内容	回答
1	入札参加者 ヒアリングに おける質問へ の回答		2	No.6	ユーティリティ 条件	<p>入札参加者ヒアリングにおける質問への回答 No.6 にて、「余熱体験啓発棟：遮断機 200kW、隣地整備の公園：遮断機容量 100kW」を」とのご回答をいただいています。事業者範囲の電力料金の算出に際し、以下のとおり、前提条件の統一をご検討願います。</p> <p>【契約電力について】</p> <p>①ごみ焼却施設で算出した契約電力量に加え、余熱体験啓発棟と隣地整備の公園分の合算として、一律 300kW を上乘せするものとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>②本事業で計上する契約電力料金は本事業の消費電力分のみを見込み、余熱体験啓発棟や隣地整備の公園への送電のための契約電力料金は別途精算されるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>①ご認識のとおりです。</p> <p>②新ごみ処理施設分の契約電力料金（基本料金、電力量料金）を本事業費として計上してください。</p>
2	入札参加者 ヒアリングに おける質問へ の回答		3	No.12	買電の費用負担 者	<p>「全炉停止時に、余熱体験啓発棟や隣地整備公園へ送電するための買電について、費用負担者をご教示ください。」との質問に対して、「余熱体験啓発棟や隣地整備公園へ送電する買電は各運営事業者の負担とします。」との回答を頂きました。</p> <p>①ご回答にある「各運営事業者」とは、余熱体験啓発棟・隣地整備公園の各運営事業者を指すものと解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>②余熱体験啓発棟・隣地整備公園の電力量の費用精算について①のご回答にて、余熱体験啓発棟・隣地整備公園の各運営事業者が負担する場合、全炉停止時等、電力会社からの買電が発生した際の費用については、本施設分の使用料金に相当する電力費用のみを本事業費に計上するものと理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①ご認識のとおり、余熱体験啓発棟・隣地整備公園の各運営事業者です。</p> <p>②ご認識のとおり、本事業費としては新ごみ処理施設分を計上してください。</p>
3	入札参加者 ヒアリングに おける質問へ の回答		4	No.18	ごみの収集・ 運搬②	<p>粗大ごみ処理券については SPC が管理棟で販売するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>